

障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)に関するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市では、障害者などに係る施策を計画的に実施し、障害者福祉の推進を目指すため、令和3年度以降を計画期間とする「東久留米市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定を進めています。この度、計画の素案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所閉庁日】
25日(金)に、障害福祉課・市政情報コーナー(市役所1階)、生涯学習センター、滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、または市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見の提出方法】
閲覧期間中に(必着)、「障害者計画等(素案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)を記入の上、〒203-8555、市役所障害福祉課へ提出してください。

第8期高齢者福祉計画(素案)に関するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市の高齢者に係る施策を総合的に推進し、中長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能な介護保険事業を計画的に実施するため、「第8期高齢者福祉計画(介護保険事業計画)(令和3年度～5年度)」の素案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所閉庁日】
25日(金)に、介護福祉課・市政情報コーナー(市役所1階)、生涯学習センター、滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、または市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見の提出方法】
閲覧期間中に(必着)、「高齢者福祉計画等(素案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)を記入の上、〒203-8555、市役所介護福祉課宛て郵送、直接持参、ファクス(470-7808)または電子メール(kaihogofukushi@city.higashikurumei.jp)へ提出してください。

宛て郵送、直接持参、ファクス(475-8181)または電子メール(Shogaiukushi@city.higashikurumei.jp)へ提出してください。

※電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報等を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは障害福祉課 ☎470-7777(内線2544)へ。

市民説明会を開催します

同計画の考え方や計画期間中における市の取り組みなどを広く知っていただくための市民説明会を開催します。

【日時・会場】
①12月10日(木) 午前10時～正午、東部地域センター
②12月12日(土) 午前10時～正午、市役所7階701会議室
③12月12日(土) 午後2時～4時、わくわく健康プラザ

「第5次長期総合計画基本計画(素案)」(前期計画)に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針として最上位に位置付けられる「東久留米市第5次長期総合計画」は基本構想・基本計画から構成されています。

基本構想は、市が目指すまちの将来像や基本理念を示し、それを実現するための施策の方向性を示すもので、計画期間中は、前期5年・後期5年に分けて実施します。

基本計画は、基本構想を実現させるために、施策の大綱に基づいて、計画期間中の方向性を示すもので、計画期間中は、前期5年・後期5年に分けて実施します。

【閲覧期間・場所閉庁日】
25日(金)に、市政情報コーナー(市役所1階)、企画調整課(同4階)、生涯学習センター、滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、または市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見の提出方法】
閲覧期間中に(必着)、「第5次長期総合計画基本計画(素案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課宛て郵送、ファクス(470-7804)または電子メール(kikakuchosei@city.higashikurumei.jp)へ提出してください。

総計計画基本計画(素案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)を記入の上、ご意見(書式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課宛て郵送、ファクス(470-7804)または電子メール(kikakuchosei@city.higashikurumei.jp)へ提出してください。

※電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報等を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは企画調整課 ☎470-7702へ。

オール東京 滞納STOP強化月間



都と市区町村では、「滞納策を行いません。納期内納付と滞納の抑制にご協力をお願いします。」

安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を実施します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な方は、猶予できる場合がありますのでご相談ください。

◎市税以外の債権について
「保育運営費保護者負担金(保育園保育料)」「延長保育事業利用料」「学童保育所費」

詳しくは納税課 ☎470-7730へ。

市役所での令和2年確定申告書の受け付け 申告書作成コーナーを開設予定です

3年2月～3月に予定している市役所での確定申告書の受け付けは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での確定申告書作成補助は行わず、申告する方ご自身でパソコンを操作して確定申告書を作成する申告書作成コーナーを開設する予定です。作成済み申告書の提出に

ついては例年通り受け付けますが、なるべく税務署へ郵送でご提出ください。

【注意】市役所で受け付けできる確定申告は次のものに限りです。

▼提出のみの方
確定申告書をご自身で作成済みで預かりするだけのもの
▼申告書コーナーで作成する方
①給

令和3年度市営自転車等駐車場の利用登録を受け付けます

申請は郵送または電子申請です

市では、通勤・通学などで東久留米駅周辺の市営自転車等駐車場を常時利用する方を対象に、利用登録を受け付けます。現在登録している方も、新たに手続きが必要で

【申請方法】同要項に従って12月18日(金)～3年1月8日(金)に(必着)、「令和3年度自転車等駐車場登録申請書」を提出してください。

市では、恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業を進めており、今後、3年度中の当該事業に係る事業者の選定などに向けた取り組みを進めています。本事業については、既存施設の運営などを含め包括的に実施することとしており、運営の詳細については、事業者が決定した段階で改めてお知らせします。

※登録者本人の郵便番号・住所・氏名を記入した返信用封筒(84円切手貼付)を同封してください。電子申請の方は、3年2月12日(金)に送付する電子結果通知を確認後、来庁できない方のみ、決定通知の控えと返信用封筒(84円切手貼付)を郵送してください。

【利用登録の決定】登録可能台数を超過する希望があった場合は、抽選で決定します(3年1月22日(金)予定)。

※登録決定後の手続きは、決定通知をご覧ください。

【2次募集について】空きが

発生した場合、抽選で利用登録者を決定します。2次募集の受け付けは3年2月19日(金)～26日(金)に予定されています。

※申し込み多数の場合は3月5日(金)に抽選予定。

◎不定期に駐車場の利用の方

西第9・西第10の各一時利用駐車場および民間の一時利用駐車場をご利用ください(左図参照)。

利用料金は、西第9一時は自転車車が一般100円・学生50円、原動機付自転車車が一般200円・学生100円です。西第10一時は、機械式のため学割がなく、自転車100円です。原動機付自転車は利用できません。

また、民間一時利用駐車場は、学割がないほか、各駐車場によって時間ごとの利用料金や、駐車可能な車種が異なります。

東久留米駅周辺は自転車等放置禁止区域に指定されています。自転車等駐車場および、徒歩、バスなどの利用にご協力ください。

詳しくは管理課管理調整担当 ☎470-7764へ。

3年2月16日(火)～3月15日(月)に確定申告書作成会場を東村山税務署に開設します。なお、会場の混雑(3密)を避けるため入場制限を実施

東村山税務署からのお知らせ 確定申告書作成会場の開設について

3年2月16日(火)～3月15日(月)に確定申告書作成会場を東村山税務署に開設します。なお、会場の混雑(3密)を避けるため入場制限を実施

3年2月～3月に予定している市役所での確定申告書の受け付けは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での確定申告書作成補助は行わず、申告する方ご自身でパソコンを操作して確定申告書を作成する申告書作成コーナーを開設する予定です。作成済み申告書の提出に

ついては例年通り受け付けますが、なるべく税務署へ郵送でご提出ください。

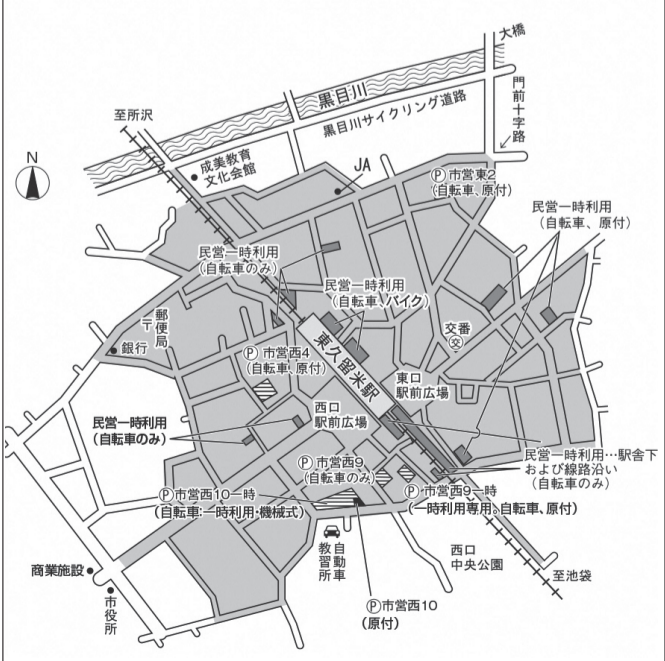
【注意】市役所で受け付けできる確定申告は次のものに限りです。

▼提出のみの方
確定申告書をご自身で作成済みで預かりするだけのもの
▼申告書コーナーで作成する方
①給

詳しくは課税課市民係 ☎470-7777(内線2333)～2337へ。

祝日、年末年始

駅周辺自転車等駐車場と放置禁止区域が自転車等放置禁止区域です



市役所
1会議室
2の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所
3各市営自転車等駐車場

※市ホームページ内
の「申請書ダウンロード」からも取得できます。

【配布日時】
①②は土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時半～午後5時。③は各駐車場備え付けのボックスから取得できます。

【申請方法】同要項に従って12月18日(金)～3年1月8日(金)に(必着)、「令和3年度自転車等駐車場登録申請書」を提出してください。

市では、恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業を進めており、今後、3年度中の当該事業に係る事業者の選定などに向けた取り組みを進めています。本事業については、既存施設の運営などを含め包括的に実施することとしており、運営の詳細については、事業者が決定した段階で改めてお知らせします。

※登録者本人の郵便番号・住所・氏名を記入した返信用封筒(84円切手貼付)を同封してください。電子申請の方は、3年2月12日(金)に送付する電子結果通知を確認後、来庁できない方のみ、決定通知の控えと返信用封筒(84円切手貼付)を郵送してください。

【利用登録の決定】登録可能台数を超過する希望があった場合は、抽選で決定します(3年1月22日(金)予定)。

※登録決定後の手続きは、決定通知をご覧ください。

【2次募集について】空きが